

国土調査法施行令等の一部を改正する政令案 参照条文

○国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）（抄）	1
○国土調査法による不動産登記に関する政令（昭和三十三年政令第二百十号）（抄）	4
○登記手数料令（昭和二十四年政令第四百十号）（抄）	5
○土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十二号）による一部改正後の国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）（抄）	6
○土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十二号）による一部改正後の不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（抄）	9

○国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）（抄）

（地図及び簿冊の様式）

第二条 法第二条第六項の規定による地図及び簿冊の様式は、次に定めるところによらなければならない。

一 法第二条第二項から第五項までに規定する地図及び簿冊に示す地点の位置は、地理学的経緯度、別表第一に掲げる平面直角座標系（以下「座標系」という。）による平面直角座標値（以下「座標値」という。）若しくは平均海面からの高さで、又はこれらを併用して、表示するものとする。ただし、量的測定をしない地図並びに測量の結果以外の事項を記録する簿冊及び測量の結果としては面積のみを記録する簿冊については、この限りでない。

二・三 （略）

四 法第二条第二項に規定する地図及び簿冊のうち地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量の結果を示す地図（以下「地籍基本調査図」という。）又は簿冊（以下「地籍基本調査簿」という。）には、それぞれ次に掲げる事項を表示するものとする。

イ 地籍基本調査図

名称

番号

縮尺

座標系の名称又は記号

図郭線及びその数値

基本測量三角点、基本測量水準点及び基準点の位置

隣図との関係

地番区域の名称

地籍基本三角点、地籍基本多角点及び地籍基本細部点の位置及び番号

市街地にあつては、街区の形状並びに不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面に表示された土地の区画又は位置及び形状を構成する点（以下このイにおいて「登記所備付け地図等」に表示された土地の区画等を構成する点」という。）のうち当該街区の形状に係るものの現地における位置

市街地以外の地域にあつては、登記所備付け地図等に表示された土地の区画等を構成する点のうち三筆以上の土地の境を構成するものの現地における位置

ロ （略）

五〇八 （略）

九 法第二条第五項に規定する地図（以下「地籍図」という。）の縮尺は、次のとおりとする。
主として宅地が占める地域及びその周辺の地域

二百五十分の一又は五百分の一
主として田、畑又は塩田が占める地域及びその周辺の地域

五百分の一、千分の一又は二千五百分の一
主として山林、牧場又は原野が占める地域及びその周辺の地域

千分の一、二千五百分の一又は五千分の一又は五千分の一

十 地籍図の図郭は、座標系に基づいて区画するものとする。

十一 (略)

2 前項に定めるものを除くほか、法第二条第六項の規定による地図及び簿冊の様式は、国土交通省令で定める。

(経費の負担)

第十四条 法第九条の二第一項又は第二項の規定により都道府県又は国が負担する地籍調査に要する経費は、次に掲げる作業に要する費用で、調査地域の面積、調査作業の難易等を考慮して国土交通大臣が定める基準によつて算定したものとす。

一 一筆地調査

二 地籍図根三角測量

三 地籍図根多角測量

四 地籍細部測量

五 空中写真の撮影

六 空中写真の凶化

七 地積測定

八 地籍図及び地籍簿の作成

(誤差の限度)

第十五条 法第十七条第二項又は第十九条第二項の規定による誤差の限度は、別表第二から別表第四までのとおりとする。

(成果の認証)

第十六条 法第十九条第一項の規定による認証の請求は、次に掲げる事項を記載した認証請求書を提出してしなければならない。

一 調査を行った者の名称

二 法第十八条の規定により送付した地図及び簿冊(以下「成果」という。)の名称

2 前項の認証請求書には、当該成果の写し二部を添えなければならない。ただし、法第十八条の規定により情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該成果に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の

用に供されるものをいう。)を送付した場合における当該成果に係る認証請求書については、この限りでない。

(成果の認証の場合における国土交通大臣又は国土交通大臣等の承認)

第十七条 法第十九条第三項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を提出してしなければならない。

一 調査を行った者の名称

二 成果の名称

三 当該成果に存する測量又は調査上の誤差の程度

2 前項の承認申請書には、当該成果に係る測量若しくは調査については第十五条に規定する限度以上の誤差がないことを証する書類又は当該成果の写し一部を添えなければならない。

(成果を認証した旨の公告)

第十八条 法第十九条第四項の規定による公告は、国土交通大臣又は事業所管大臣にあつては官報により、都道府県知事にあつてはその通常用いる公示の方法により、しなければならない。

(成果の認証に準ずる指定)

第十九条 法第十九条第五項の規定による認証の申請は、次に掲げる事項を記載した認証申請書を国土交通大臣又は事業所管大臣に提出してしなければならない。

一 測量及び調査を行った者の氏名又は名称

二 作成した地図及び簿冊の名称

三 測量及び調査を行った地域及び期間

四 第二号の地図及び簿冊に存する測量又は調査上の誤差の程度

五 法第十九条第六項の規定により国土調査を行う者が申請する場合にあつては、当該国土調査を行う者の名称

2 前項の認証申請書には、当該測量及び調査の結果作成された地図及び簿冊の写し二部を添えなければならない。

3 法第十九条第六項の規定により国土調査を行う者が同条第五項の規定による認証の申請を行うときは、前項に規定するもののほか、同条第六項後段の同意を得たことを証する書類を添えなければならない。

4 第十七条の規定は、法第十九条第七項の規定により事業所管大臣が国土交通大臣の承認を得る場合について準用する。

(成果の認証に準ずる指定をした旨の公告)

第二十条 法第十九条第八項の規定による公告は、官報によりしなければならない。

(身分を示す証明書)

第二十一条 法第二十四条第三項の規定による証明書の様式は、別表第五のとおりとする。

附 則 (略)

別表第一、別表第四 (略)

別表第五 証明書の様式 (第二十一条関係)

(面一第)

第 号	国土調査法第二十四条 土地立入証 第三項の規定に基づき
平成 年 月 日発行	発行者の印
発行者	

(面二第)

所屬機関又は団体名	右の所在地
本人の職名	氏 名
本人署名	年 月 日生

(面三第)

備考	番号	整理
	作業地域	
	作業種類	
	交付	年月日
	返納	年月日
	発行者の印	

(面四第)

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)(抄)

第二十四条 国土調査を実施する者は、当該国土調査を実施するために必要がある場合においては、当該国土調査に従事する者を他人の土地に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により宅地又は畑、さくその他これらに類するもので囲まれた土地に立ち入らせる場合においては、国土調査を実施する者は、あらかじめ、当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、占有者に対して、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 第一項の場合においては、国土調査に従事する者は、その旨及びその者の身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第三十七条 左の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 国土調査の実施を妨げた者

二 (省略)

三 第二十四条の規定による立入を拒み、又は妨げた者(以下省略)

備考 この用紙の大きさは、日本標準規格B8とする。

○国土調査法による不動産登記に関する政令(昭和三十二年政令第三百十号)(抄)

(国土調査の成果に基づく登記)

- 第一条 登記官は、国土調査法第二十条第一項の規定により地籍簿の送付を受けた場合において、次の各号に掲げるときは、地籍簿に基づいて、職権で、当該各号に定める登記をしなければならない。ただし、地籍簿に記載されている事項が地籍調査の実施後に変更したと認められるときは、当該事項については、この限りでない。
- 一 地籍簿に記載された土地が表題登記がないものであるとき 当該土地の表題登記
 - 二 土地の表題部の登記事項が地籍簿の記載と一致しないとき 当該登記事項に関する変更の登記又は更正の登記
 - 三 所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所が地籍簿の記載と一致しないとき 当該登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について

の変更の登記又は更正の登記

2 登記官は、前項の登記をしたときは、国土調査の成果により登記した旨を記録しなければならない。

(代位登記の登記識別情報)

第二条 登記官は、国土調査法第三十二条の二第一項の規定による申請に基づいて所有権の保存又は相続による所有権の移転の登記を完了したときは、速やかに、登記権利者のために登記識別情報を申請人に通知しなければならない。

2 前項の規定により登記識別情報の通知を受けた申請人は、遅滞なく、これを同項の登記権利者に通知しなければならない。

3 前二項中「申請」及び「申請人」には、それぞれ囑託及び囑託者を含むものとする。

(不動産登記法等の適用)

第三条 前二条に定めるもののほか、国土調査法第二十条第二項又は第三十二条の二第一項の規定による登記の手續に關し必要な事項は、不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)及び不動産登記令(平成十六年政令第三百七十九号)の定めるところによる。

○登記手数料令(昭和二十四年政令第四百十号)(抄)

第一条 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)、不動産登記令(平成十六年政令第三百七十九号)、商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)その他の法令による登記事項証明書(閉鎖登記事項証明書を含む。以下同じ。)、登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面(以下「登記事項要約書」という。)又は登記簿(閉鎖登記簿を含む。以下同じ。)の謄本若しくは抄本の交付、登記簿又はその附属書類の閲覧、登記識別情報に關する証明、筆界特定書等の写しの交付又は筆界特定手續記録の閲覧、印鑑の証明書の交付、商業登記法第十二条の二第一項各号に掲げる事項の証明等の請求、不動産登記法第三百一十一条第一項、東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第七十三条第一項又は大規模災害からの復興に關する法律(平成二十五年法律第五十五号)第三十六条第一項の規定による筆界特定の申請、商業登記法第四十九条第一項(同法その他の法令において準用する場合を含む。)の規定による登記の申請、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に關する法律(昭和六十年法律第三十三号)による登記ファイルに記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付の請求、電気通信回線による登記情報の提供に關する法律(平成十一年法律第二百二十六号)による登記情報の提供の請求、動産及び債権の譲渡の對抗要件に關する民法の特例等に關する法律(平成十年法律第四百号)による登記事項概要証明書又は概要記録事項証明書の交付の請求、動産・債権譲渡登記令(平成十年政令第二百九十六号)による登記申請書等の閲覧の請求、後見登記等に關する法律(平成十一年法律第二百五十二号)による登記の囑託又は申請及び後見登記等に關する政令(平成十二年政令第二十四号)による登記申請書等の閲覧の請求に關する手数料については、この政令の定めるところによる。

第八条 不動産登記法第三十一条第一項、東日本大震災復興特別区域法第七十三条第一項又は大規模災害からの復興に關する法律第三十六条第一項の規定による筆界特定の申請に關しての手数料は、一件につき、対象土地の価額として法務省令で定める方法により算定される額の合計額の二分の一に相当する額に筆界特定によつて通常得られることとなる利益の割合として法務省令で定める割合を乗じて得た額を基礎とし、その

額に応じて、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に定めるところにより算出して得た額とする。

上欄	下欄
基礎となる額が百万円までの部分	その額十万円までごとに 八百円
基礎となる額が百万円を超え五百万円までの部分	その額二十万円までごとに 八百円
基礎となる額が五百万円を超え千万円までの部分	その額五十万円までごとに 千六百円
基礎となる額が千万円を超え十億円までの部分	その額百万円までごとに 二千四百円
基礎となる額が十億円を超え五十億円までの部分	その額五百万円までごとに 八千円
基礎となる額が五十億円を超える部分	その額千万円までごとに 八千円

2 5 (略)

○土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十二号）による一部改正後の国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「国土調査」とは、左の各号に掲げる調査をいう。

- 一 国の機関が行う基本調査、土地分類調査又は水調査
- 二 都道府県が行う基本調査
- 三 地方公共団体又は土地改良区その他の政令で定める者（以下「土地改良区等」という。）が行う土地分類調査又は水調査で第五条第四項又は第六条第三項の規定による指定を受けたもの及び地方公共団体又は土地改良区等が行う地籍調査で第五条第四項若しくは第六条第三項の規定による指定を受けたもの又は第六条の第三第二項の規定により定められた事業計画に基くもの
- 2 前項第一号及び第二号の「基本調査」とは、土地分類調査、水調査及び地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量（このために必要な基準点の測量を含む。）並びに土地分類調査及び水調査の基準の設定のための調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。
- 3・4 (略)
- 5 第一項第三号の「地籍調査」とは、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。
- 6 第二項から前項までに規定する地図及び簿冊の様式は、政令で定める。
- 7 (略)

（事業計画の実施等）

- 第六條の四 都道府県、市町村又は土地改良区等は、前条第二項の規定により定められた事業計画に基づく地籍調査を行うものとする。
- 2 前項の場合において、都道府県、市町村又は土地改良区等は、あらかじめ、その実施に関する計画及び第三条第二項の作業規程の準則に基づ

く作業規程を作成して、都道府県にあつては国土交通大臣に、市町村又は土地改良区等にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

(経費の負担)

第九条の二 都道府県は、政令で定めるところにより、第六条の四の規定により市町村が行う地籍調査に要する経費の四分の三又は土地改良区等が行う地籍調査に要する経費の六分の五を負担する。

2 国は、政令で定めるところにより、第六条の四の規定により都道府県が行う地籍調査に要する経費の二分の一又は前項の規定により市町村が行う地籍調査について都道府県が負担する経費の三分の二若しくは土地改良区等が行う地籍調査について都道府県が負担する経費の十分の八を負担する。

3 (略)

(地図及び簿冊の閲覧)

第十七条 国土調査を行った者は、第二条第二項若しくは第五項に規定する調査及び測量又は同条第三項若しくは第四項に規定する調査の結果に基づいて地図及び簿冊を作成した場合においては、遅滞なく、その旨を公告し、当該国土調査を行った者の事務所(地籍調査にあつては、当該地籍調査が行われた市町村の事務所)において、その公告の日から二十日間当該地図及び簿冊を一般の閲覧に供しなければならない。

2 前項の規定により一般の閲覧に供された地図及び簿冊に測量若しくは調査上の誤り又は政令で定める限度以上の誤差があると認める者は、同項の期間内に、当該国土調査を行った者に対して、その旨を申し出ることができる。

3 (略)

(国土調査の成果の認証)

第十九条 (略)

2 国土交通大臣、事業所管大臣又は都道府県知事は、前項の規定による請求を受けた場合においては、当該請求に係る国土調査の成果の審査の結果に基づいて、その国土調査の成果に測量若しくは調査上の誤り又は政令で定める限度以上の誤差がある場合を除くほか、その国土調査の成果を認証しなければならない。

3 事業所管大臣又は都道府県知事は、前項の規定により国土調査の成果を認証する場合には、政令で定める手続により、あらかじめ、それぞれ国土交通大臣又は国土交通大臣等の承認を得なければならない。

4 国土交通大臣、事業所管大臣又は都道府県知事は、第二項の規定により国土調査の成果を認証した場合には、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

5 国土調査以外の測量及び調査を行った者が当該測量及び調査の結果作成された地図及び簿冊について政令で定める手続により国土調査の成果としての認証を申請した場合には、国土交通大臣又は事業所管大臣は、これらの地図及び簿冊が第二項の規定により認証を受けた国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有すると認めるときは、これらを同項の規定によつて認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定することができる。

6 (略)

7 事業所管大臣は、第五項の規定による指定をする場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

8 国土交通大臣又は事業所管大臣は、第五項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告するとともに、関係都道府県知事に通知しなければならない。

(国土調査の成果の写しの送付等)

第二十条 国土交通大臣、事業所管大臣又は都道府県知事は、前条第二項の規定により国土調査の成果を認証した場合又は同条第五項の規定により指定をした場合においては、地籍調査にあつては当該調査に係る土地の登記の事務をつかさどる登記所に、その他の国土調査にあつては政令で定める台帳を備える者に、それぞれ当該国土調査の成果の写しを送付しなければならない。

2 登記所又は前項の台帳を備える者は、政令で定めるところにより、同項の規定により送付された国土調査の成果の写しに基づいて、土地の表示に関する登記及び所有権の登記名義人の氏名若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記をし、又は同項の台帳の記載を改めなければならない。

3 前項の場合において、地籍調査が第三十二条の規定により行われたときは、登記所は、その国土調査の成果の写しに基づいて分筆又は合筆の登記をしなければならない。

(街区境界調査成果に係る特例)

第二十一条の二 第五条第四項若しくは第六条第三項の規定による指定を受け、又は第六条の三第二項の規定により定められた事業計画に基づいて地籍調査を行う地方公共団体又は土地改良区等は、当該地籍調査を効率的に行うため必要があると認めるときは、一の街区(住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)第二条第一号に規定する街区をいう。以下この項において同じ。)内にその全部又は一部が所在する一筆又は二筆以上の土地(当該街区外にその全部が所在する土地(以下この項において「街区外土地」という。)に隣接する土地に限る。)について、その所有者及び地番の調査並びに当該一筆又は二筆以上の土地と街区外土地との境界に関する測量のみを先行して行い、その結果に基づいて地図及び簿冊を作成することができる。

2 前項の地図及び簿冊の様式は、政令で定める。

3 地方公共団体又は土地改良区等は、第一項の規定に基づき地図及び簿冊を作成したときは、遅滞なく、その旨を公告し、同項の調査及び測量が行われた市町村の事務所において、その公告の日から二十日間当該地図及び簿冊を一般の閲覧に供しなければならない。

4 第十七条第二項及び第三項並びに第十八条の規定は、前項の規定により閲覧に供された地図及び簿冊について準用する。

5 地方公共団体又は土地改良区等は、前項において準用する第十八条の規定により送付した地図及び簿冊(以下「街区境界調査成果」という。)について、都道府県にあつては国土交通大臣に、その他の者にあつては都道府県知事に、政令で定める手続により、その認証を請求することができる。

6 第十九条第二項から第四項までの規定は、前項の認証の請求があつた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「国土調査の成果」とあるのは、「街区境界調査成果」と読み替えるものとする。

7 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項において準用する第十九条第二項の規定により街区境界調査成果を認証した場合においては、当該街区境界調査成果に係る土地の登記の事務をつかさどる登記所に、当該街区境界調査成果の写しを送付しなければならない。

8 登記所は、政令で定めるところにより、前項の規定により送付された街区境界調査成果の写しに基づいて、表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。）又は所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記をしなければならない。

9・10 (略)

○土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十二号）による一部改正後の不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（抄）

（筆界特定の申請）

第三百三十一条 土地の所有権登記名義人等は、筆界特定登記官に対し、当該土地とこれに隣接する他の土地との筆界について、筆界特定の申請をすることができる。

2 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等のうちいずれかの者の同意を得たときは、筆界特定登記官に対し、当該対象土地の筆界（第十四条第一項の地図に表示されないものに限る。）について、筆界特定の申請をすることができる。

3 (略)

4 筆界特定の申請人は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

5 (略)